

新潟市下水道管路施設における水の官民連携 導入に向けた説明会

令和8年8月27日

新潟市 下水道部 下水道管理センター 維持管理課

目次

1. 令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答	P 3
2. 点検・調査における技術基準の見直し、法改正への対応	P 1 8
3. 管路包括から水の官民連携への移行	P 2 2
4. 各業務の内容（要求水準書（案））	P 2 4
5. 事業内容及び参加要件（プロポーザル実施要領（案））	P 4 7
6. 概算事業費割合	P 5 3
7. スケジュール	P 5 5
8. マーケットサウンディング	P 5 6

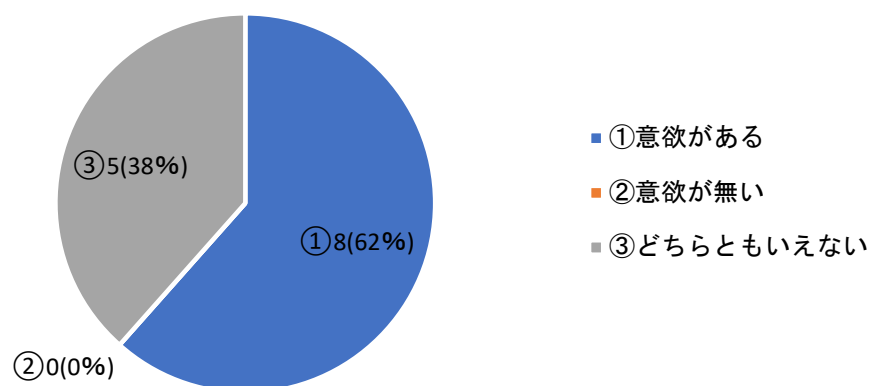
本資料における、対象業務や数量等のスキームやスケジュール等はすべて検討段階です

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

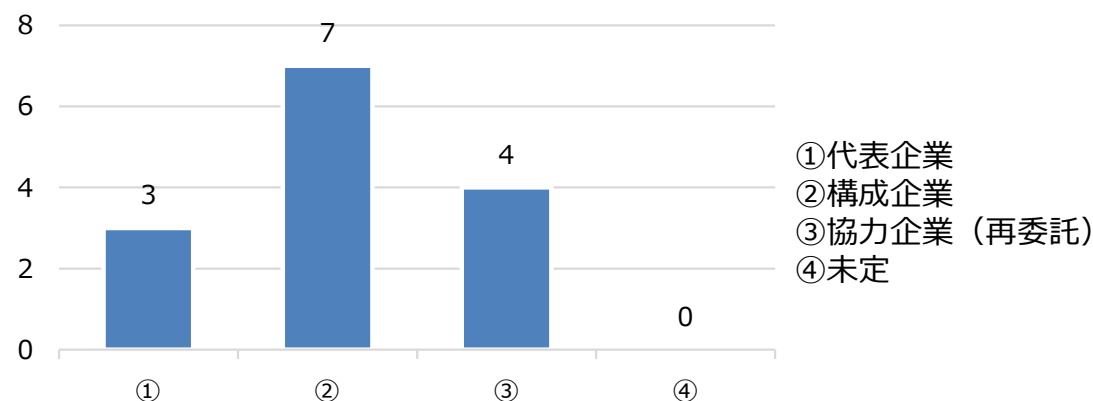
Q.水の官民連携への参入意欲についてご回答ください

- ・ 参入意欲があるという回答が約6割となりました。
- ・ 「②構成企業」と回答した事業者が最も多く、次いで「③協力企業（再委託）」の回答が多い結果となりました。

質問 3 - 1 : 参入意欲



質問 3 - 3 : 参入形態

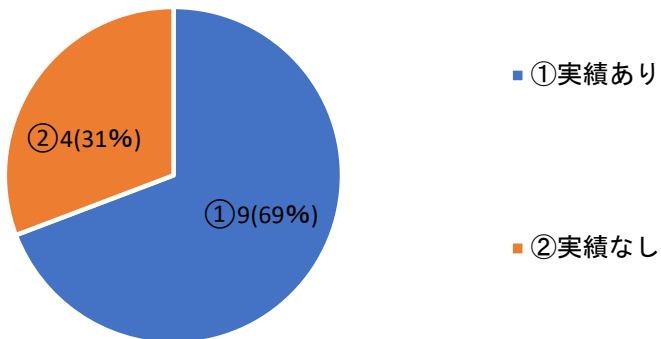


1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

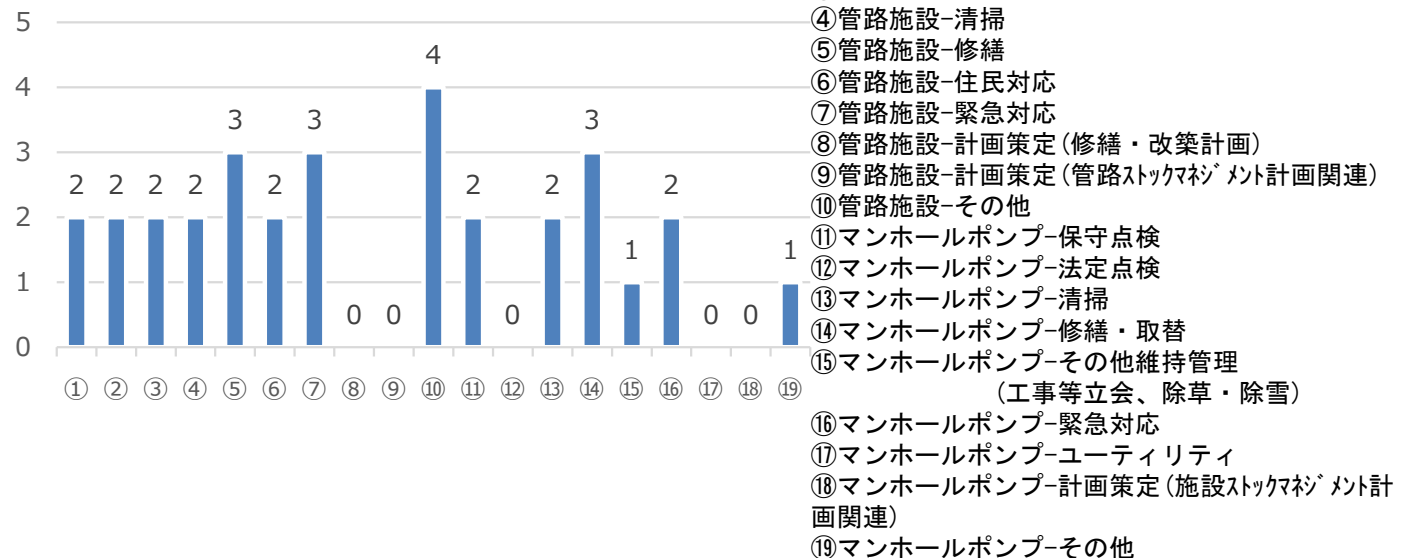
Q.新潟市下水道事業における貴社の業務実績についてご回答ください。

- 「①実績あり」と回答した事業者は約7割を占める結果となりました。
- 業務実績内容では、⑧管路施設-計画策定（修繕・改築計画）、⑨管路施設-計画策定（管路ストックマネジメント計画関連）、⑫マンホールポンプ-法定点検、⑬マンホールポンプ-ユーティリティ、⑭マンホールポンプ-計画策定（施設ストックマネジメント計画関連）については0件という結果でした。

質問 5 - 1 : 新潟市下水道事業における業務実績



質問 5 - 2 : 業務実績内容

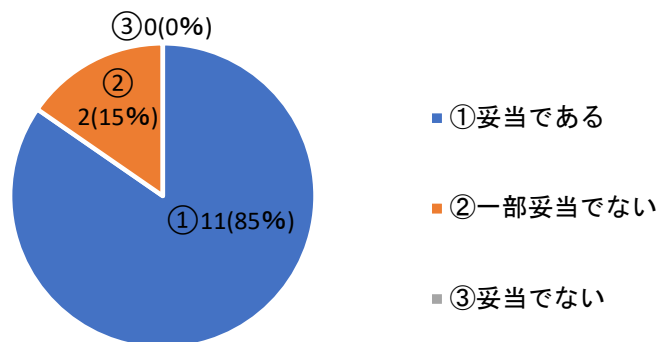


1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

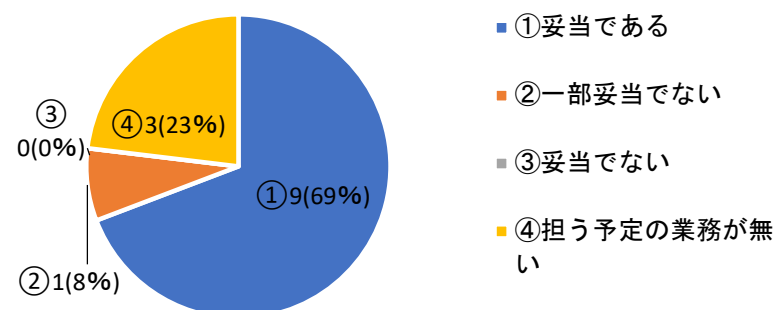
Q.対象施設（案）、対象業務（案）、対象数量（案）について

- 対象施設、対象業務、対象数量（案）については、約7割～9割で妥当であるという回答が占めました。

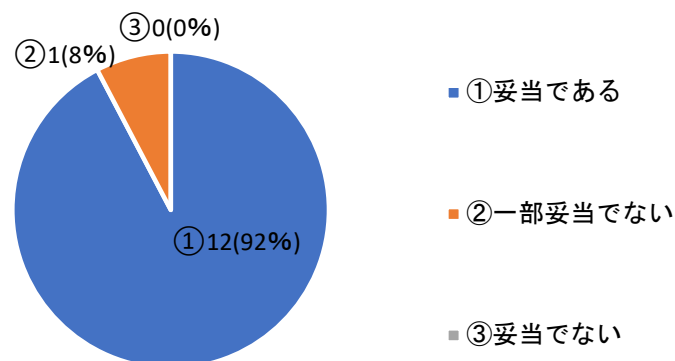
質問 7 - 1 : 対象施設（案）について



質問 8 - 1 : 対象業務（案）について



質問 9 - 1 : 対象数量（案）について



1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

大項目	中項目	主な要望・意見内容
水の 官民連携 4要件	長期契約	・物価変動への懸念 ・陥没事故以後、国からの指導のもと管路施設に関する指針や基準が見直されることが想定される。今後、老朽化していく管路施設への対応が厳しくなり、想定数量からの乖離の発生が懸念される
	性能発注	・段階的な性能発注への移行には賛成、ただし、積算に当たっては、十分な調査や実態に合った費用計上を求める ・仕様発注に比べ、性能発注の方が要求を出しやすいため、過度な水準の発注にならないかの懸念
	管理・更新一体 マネジメント	・災害や事故発生時のリスクマネジメント
	プロフィットシェア	・当該業務に関しては十分な協議のうえで分配割合を決めて貰いたい ・請負者からの発動のみとなるのか、発注者からの強制発動があるのか不明確 ・新技術導入等についての民間側のモチベーションを高める観点からインセンティブとして官：民＝0：10を希望
その他	スケジュール	・公募資料が発表されないとJVの具体的な構成作業に入れない ・月単位のスケジュール公表を希望 ・契約から事業実施までの「引継」期間の設定
	概算事業費、対象数量	・対象業務毎の事業金額 ・対象業務数量を早期に示していただきたい
	資格要件、配置予定者	・具体的な資格要件を示してほしい ・統括責任者、副統括責任者費用は積み上げているか ・統括責任者、副統括責任者は、非専任（非常駐）か
	リスク分担	・適切なリスク分担の設定(物価変動、不可抗力、需要変動等)がなされた事業スキームを検討してほしい。特に維持管理業務は役務的な要素が強く、直接的に人件費に影響するため配慮してほしい ・民側のリスク負担を明示してほしい
	地元企業	・持続的かつ効果的な事業運営を実現するためには、市が主導し市民や地元企業に対し、事業の取り組み内容を説明することが不可欠
	二期目以降の公平性	・2期目以降のウォーターPPPでの公平性確保

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

水の官民連携 4 要件 ①長期契約

【意見】

- ・ 物価変動への懸念。

【回答】

- ・ 国土交通省が示す『下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版』に基づき対応します。
- ・ 予定価格の算定は、実際の市場価格に対する感応度が高い単価を採用し、単価適用日は、可能な範囲で公募時期に合わせることで、物価変動リスクを減らす予定です。
- ・ 契約締結後は、インフレスライド条項に基づく変更契約を適用し、事業者からの協議の申し出があった場合は協議に応じ、契約変更を実施する等適切な対応を行います。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

水の官民連携 4 要件 ①長期契約

【意見】

- ・ 管路の診断基準の見直しに対する対応。

【回答】

- ・ 現在検討している数量を、本説明会資料に示します。（P25～28参照）
- ・ 「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」に対応した点検調査計画の策定を進めています。
- ・ 「下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理」の概要と新潟市で検討中の点検計画（案）を、本説明会資料に示します（P18～21参照）

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

水の官民連携 4 要件 ②性能発注

【意見】

- ・ 段階的な性能発注への移行には賛成。ただし、積算に当たっては、十分な調査や実態に合った費用計上を求める。

【回答】

- ・ 性能発注はレベル3.5の4要件を充足するために必須となります。
- ・ 水の官民連携の受託者自らが実施した詳細点検結果に基づいて、性能発注の指標について官民で協議を行い、性能規定を設定することを想定しています。
- ・ 仕様発注から開始し、事業途中で性能発注とするため、仕様発注の期間において、市が示す仕様に基づいて業務を進めたうえで発生した想定外のリスクは市が負担します。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

水の官民連携 4 要件 ③管理・更新一体マネジメント

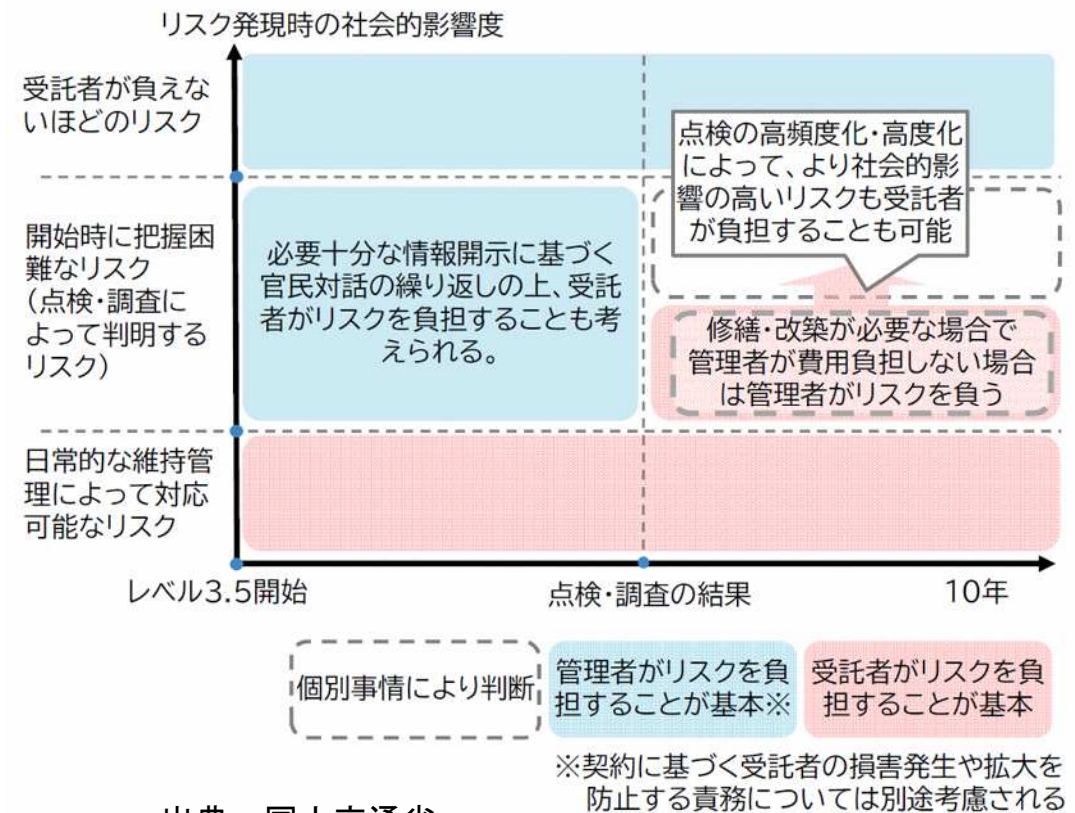
【意見】

- ・ 災害や事故発生時のリスクマネジメント。

【回答】

管路の特殊性に鑑みた、リスク分担に関する基本方針は以下のとおりです。

- ・ 発生時の社会的影響度が小さく日常的な維持管理によって対応可能なリスクは、受託者が負担します。
- ・ 発生時の社会的影響度が大きく、受託者が負えないほどのリスクは市が負担します。
- ・ 開始時に把握困難なリスクについては市が負担するが、点検・調査によって判明するリスクは受注者が負担します。
- ・ 制度改正に伴うリスク変化については市が負担します。
(点検の高頻度化や高度化により当初よりも頻度・単価が増加する場合など)



出典：国土交通省

下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0 版

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

水の官民連携 4 要件 ④プロフィットシェア

【意見】

- ・ 十分な協議のうえで分割割合を決めてもらいたい。
- ・ 発注者からの強制発動があるか不明確。
- ・ 官：民＝0：10を希望。

【回答】

- ・ プロフィットシェアは、入札・公募時の提案も含め契約時の計画や手法を変更される場合に、受託者からの提案を受け発動するものになります。
なお、プロフィットシェアの発動は必須ではありません。
- ・ 発動した場合においては、官民協議により費用縮減分に対する分配割合を決定することを、契約条項等に記載する予定です。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

スケジュール

【意見】

- ・ 公募資料が発表されないとJVの具体的な構成作業に入れない。
- ・ 月単位のスケジュール公表を希望。
- ・ 契約から事業実施までの「引継」期間の設定。

【回答】

- ・ 現在検討している月別スケジュールを、本説明会資料に示します。（P55参照）
- ・ 今回のマーケットサウンディングを踏まえ公募資料の精査を行います。
令和9年3月の公募を予定していますが、「公募資料（案）」を令和9年1月頃に公表したいと考えています。
- ・ 引継期間は、2か月程度を想定し検討を進めております。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

概算事業費、対象数量

【意見】

- ・ 対象業務毎の事業金額。
- ・ 対象業務数量を早期に示していただきたい。

【回答】

- ・ 現在検討している数量を、本説明会資料に示します。（P25～28参照）
- ・ 現在検討している概算事業費割合を、本説明会資料に示します。（P53～54参照）
- ・ 今後検討を進め、令和9年3月公募予定の前に、「公募資料（案）」を令和9年1月頃に公表したいと考えています。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

資格要件・配置技術者

【意見】

- ・ 具体的な資格要件を示してほしい。
- ・ 統括責任者、副統括責任者費用は積み上げているか。
- ・ 統括責任者、副統括責任者は、非専任（非常駐）か。

【回答】

- ・ 現在検討している資格要件、配置技術者等を本説明会資料に示します。（P49～52参照）
- ・ 統括責任者、副統括責任者の費用は、業務項目別に積み上げて算定しています。（P54参照）
- ・ 統括責任者、副統括責任者は「**専属**・**専任**・**非常駐**」を想定しています。

【用語の定義】

専属：本事業以外の他の官民連携事業との掛け持ち不可

専任：本事業において統括管理業務のみに従事し、維持管理をはじめとする他業務との兼任はしないこと

非常駐：執務場所の制限はないが、必要な時にすぐ対応できる状態を確保すること

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

資格要件・配置技術者

【統括責任者・副統括責任者の要件】

○「**専属**・**専任**・**非常駐**」の理由と更なる官民対話に向けて

要件	現時点での新潟市の考え方
非常駐	・官民連携の広がりに伴う人材確保を考慮し、参入ハードルが必要以上に高くないよう「 常駐 」は求めない
専任	・本事業内の他業務との兼任を認めず、 統括責任者の責任と役割を明確化 するため、基本的には外せない要件とする
専属	・本事業に集中することで、責任所在が明確になり、発注者との円滑な調整が期待できるため、 事業全体の状況把握や課題管理が迅速になる点、要求水準の履行確認やモニタリングが行いやすい点、また事業立上期に効果が大きい等のメリットあり

○仮に「**非専属**」とした場合

- ・受注者は、他都市の官民連携事業で経験を積んだ人材を複数の事業で活用可能
- ・発注者にとっても、他都市での経験やノウハウを本事業に横展開が期待できる

専属要件については、専属でなくても体制や仕組みにより品質確保できる可能性があるかどうか、アンケート結果を含む更なる官民対話を踏まえて最終決定します。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

地元企業の参画

【意見】

- ・ 持続的かつ効果的な事業運営を実現するためには、市が主導し市民や地元企業に対し事業の取り組み内容を説明することが不可欠。

【回答】

- ・ 下水道事業は、地元業者の協力により成り立っていると考えているため、全国の先行事例や、国のガイドラインを参考に、地元業者の参画可能性を高める工夫を検討します。
- ・ 地元企業に対しては、入札に参加していただけるように、業務内容や入札参加要件等をマーケットサウンディングを行いながら、検討を進めていきます。
- ・ 市民への情報提供が必要と判断したものについては、ホームページ等で公開する予定です。

1.令和7年度マーケットサウンディングの結果と意見回答

二期目以降の公平性確保

【意見】

- ・二期目以降のウォーターPPPでの公平性確保。

【回答】

- ・管路施設の水の官民連携については、導入後にモニタリング・効果検証を進める予定のため、二期目の事業構想は現時点では未定です。
- ・二期目以降の水の官民連携についても、適切な情報開示に努めてまいります。

2.点検・調査における技術基準の見直し、法改正への対応

(1) 概要

- ・ 『下水道管路マネジメントのための技術基準等 に関する中間整理』（R8.1）を踏まえ、**新たな点検基準に則した内容および数量（対象箇所、頻度）での発注**を想定しています。
- ・ これまでの視覚的な点検に関する「点検」、「調査」は 「**点検一概略点検**」「**点検一詳細点検（調査）**」となり、用語だけでなく実施する内容も変わります。
- ・ **概略点検**（従来の点検に代わるもの）**の方法**についても、これまではマンホールから目視またはミラー等を用いて確認できる範囲の点検を行っていましたが、今後は概略点検においてもマンホール間の全線にわたって異常の有無を確認する必要があるため、基本的（※）には、**テレビカメラを用いた点検**を要求水準として記載することを予定しております。

※路線延長が短い等、マンホールから全線にわたって異常の有無を確認できる場合は、目視またはミラー等を用いた確認も可。

2.点検・調査における技術基準の見直し、法改正への対応

(2) 『下水道管路マネジメントのための技術基準等 に関する中間整理』

点検方法の整理、診断区分、点検手順について

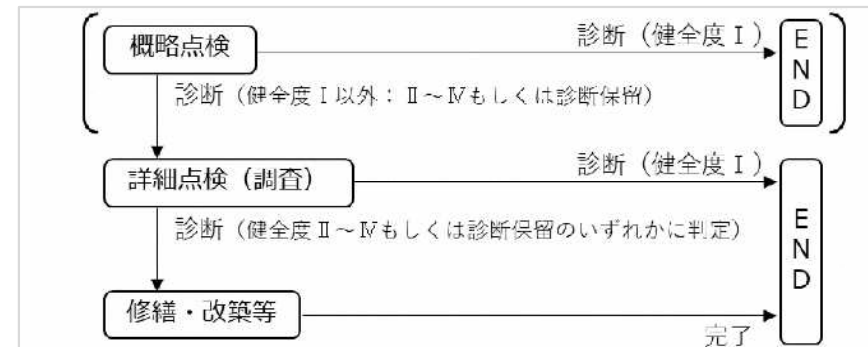
(6) 「重要管路」と「枝線」における管きよの点検方法の整理

- 「重要管路」及び「枝線の要注意箇所」は、定められた頻度で悉皆点検（全数点検）を実施し、健全度Ⅰ～Ⅳもしくは診断保留を判定する。
- 「枝線の要注意箇所以外」は、各自治体において、「概略点検」や「詳細点検」等を適切に組み合わせ、効率的に状態の監視を行う。

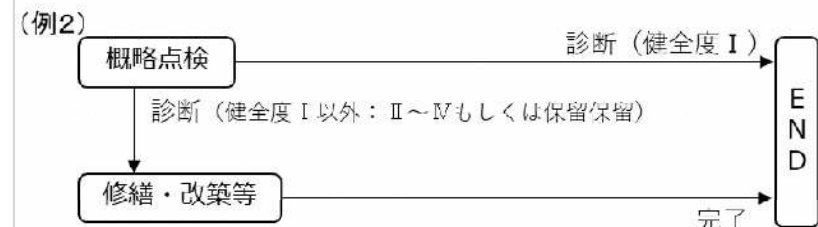
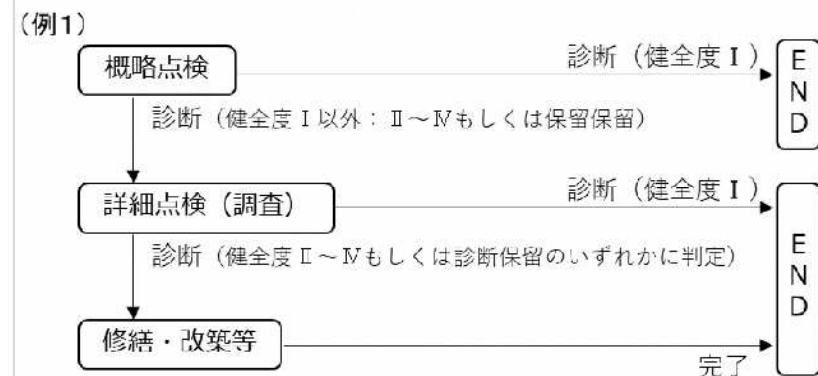
これまでの区分			区分の見直し(案)		
緊急度区分		対応の基準	健全度区分		状態
I	重度	速やかに措置が必要	IV	緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
II	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる	III	早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
III	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる	II	要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要がある、措置を講ずることが望ましい状態
劣化なし	—	—	I	健全	構造物の安全性が低下していない状態
			診断保留		十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態※ ※ 対象施設の一部又は全てに渡り診断を確定させられない状態(既存の施設等を最大限活用しても管内水位を下げるできない状態等)

下水道管路の診断区分の見直し(案)

出典：下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理（R8.1）
下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会



「重要管路」及び「枝線の要注意箇所」における管きよの点検手順



「枝線の要注意箇所以外」における管きよの点検手順の例

2.点検・調査における技術基準の見直し、法改正への対応

(2) 『下水道管路マネジメントのための技術基準等 に関する中間整理』

「重要管路」と「枝線」の定義 及び 点検頻度と点検方法

◆「重要管路」の定義

以下のいずれかに該当するものとする。

- 下水処理場～処理場直前の最終合流地点までの管路
- 流域下水道の管路
- 管径2m相当以上の大口径管路
- 緊急輸送道路下、軌道下、河川下の管路

◆「枝線」の定義

上記の「重要管路」以外の管路とする。

◆「要注意箇所」の定義

化学的弱点 → 硫化水素等の影響により、腐食が発生しやすい箇所

力学的弱点 → マンホールと管渠の接続部など構造的に負担がかかりやすい箇所

地盤的弱点 → 地下水位が高い砂質・シルト質地盤で、空洞化による道路陥没リスクが高い箇所

点検	重要管路		枝線	
頻度	要注意箇所	3年や5年に1回以上	要注意箇所	5年に1回以上
	要注意箇所以外	10年に1回以上	要注意箇所以外	リスク等を踏まえ 適切に頻度を設定
	健全度Ⅲと 診断された箇所	上記より 更に高頻度化		
方法	複数手法を組み合わせ 高度化		概略点検を含め適切に実施 〔 末端の取付管等は、 時間計画保全や事後保全の考え方も 参考に効率的に更新 〕	

出典：下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理（R8.1）
下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会

2.点検・調査における技術基準の見直し、法改正への対応

(3) 本市における対応（案）

【新潟市における定義（案）】

概略点検・・・「**詳細点検を行わない全ての剛性管**」の路線のマンホール間全線を対象として、**健全度Ⅰとそれ以外（健全度Ⅱ～Ⅳまたは診断保留）**を判定

詳細点検・・・「**重要管路**」、「**枝線、要注意箇所（化学的弱点）**」、「**枝線、口径700mm以上、剛性管（污水管）**」の路線のマンホール間全線を対象として、**健全度Ⅰ～Ⅳまたは診断保留**を判定

その他・・・概略点検、詳細点検のいずれの対象にも入らない管路（枝線のうち、塩ビ管等の剛性管以外の路線や、取付管）は**事後保全**

【本事業における変更数量（見込み）（単年当たり）】

	現行基準	新基準
点検（概略点検）_管きよ	1700箇所（管口カメラ・目視）	13km（簡易直視式カメラ）
点検（概略点検）_人孔・蓋	1700箇所（管口カメラ・目視）	1700箇所（管口カメラ・目視）
調査（詳細点検）	15km（直視側視式カメラ・潜行目視）	35km（直視側視式カメラ・潜行目視）
清掃	15km	21km
調査（詳細点検）_取付管	750箇所	点検対象外
修繕改築計画策定	15km	35km

3.管路包括から水の官民連携への移行

検討中の事業概要

事業期間	10年間（令和9年12月～令和19年11月）
対象地区	船見処理区・中部処理区を対象
対象業務 レベル3.5 更新支援型 〔CMは含まない〕	・計画的維持管理業務 ・マンホールポンプ維持管理業務 ・住民対応業務 ・計画策定業務 ・緊急対応業務 ・統括管理業務
対象施設	管きょ、マンホール（蓋を含む）、ます、取付け管 伏越し、圧送管、調整池、雨水幹線ピット、下水道用地、 マンホールポンプ（調整池ポンプ、ユーティリティを含む）
発注方法	仕様発注から性能発注への段階的な移行を想定



現在の管路施設包括的民間業務委託の業務範囲を拡大

3. 管路包括から水の官民連携への移行

現行管路包括との比較

新潟市中央区他下水道 管路施設維持管理業務委託	
業務の目的	機能維持及び維持管理業務の効率化・市民サービスの向上
対象地区	中央区を対象※
対象施設	管きよ、マンホール（蓋を含む）、ます、取付け管、伏越し、圧送管、調整池、雨水幹線ピット、下水道用地
対象業務	・計画的維持管理業務（法定点検、施設点検、清掃、本管簡易調査（ストックマネジメント計画における点検）等） ・住民対応等業務（現地確認、緊急対応、個別対応）



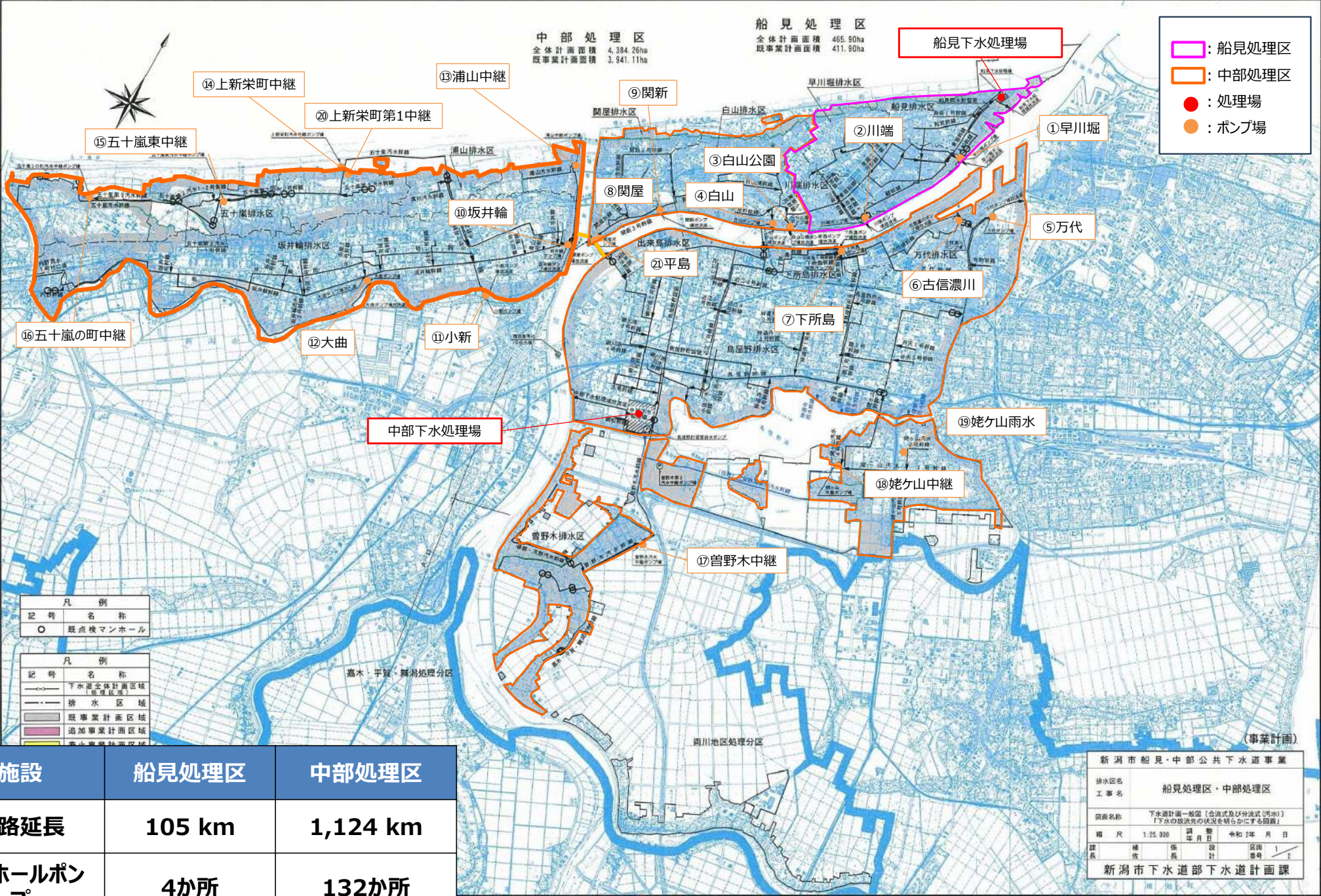
※管路包括から変更：赤字

(検討中)新潟市管路施設水の官民連携	
業務の目的	老朽化対策の迅速な対応が可能な、管理・更新一体マネジメントの実施
対象地区	船見処理区・中部処理区を対象※
対象施設	管きよ、マンホール（蓋を含む）、ます、取付け管、伏越し、圧送管、調整池、雨水幹線ピット、下水道用地、マンホールポンプ(ユーティリティ含む)
対象業務	・計画的維持管理業務（法定点検、施設点検、清掃、巡視、ストックマネジメント簡易調査（点検）、ストックマネジメント詳細調査（調査）、巡視時の不具合対応（蓋交換、舗装修繕等）） ・住民対応等業務（現地確認、緊急対応、個別対応） ・マンホールポンプ維持管理業務（保守点検、法定点検、清掃、修繕、ユーティリティ） ・計画策定業務（点検計画、修繕改築計画） ・統括管理業務（工程・事業管理、セルフモニタリング、施設情報管理）

※法定点検業務は市内全域を対象

※法定点検業務、計画策定業務（点検・調査計画）は市内全域を対象 23

4.各業務の内容（要求水準書（案））



4.各業務の内容（要求水準書（案））

船見・中部処理区内の管路：約1200km 検討段階のため、内容や数量は変更となる可能性があります

大分類	対象業務	対象施設	想定数量 (単年あたり)	業務内容
計画的維持管理業務	巡視	国道・県道 ・市道（2級以上）	80km	●巡視工 管路施設が埋設されている地上部（道路面、マンホール蓋及びその周辺）
	点検	管きよ・マンホール	1700箇所 (13km)	ストックマネジメント概略点検（簡易直視式） ●管口カメラ点検王小口径TVカメラ調査
			約260箇所	法定点検※市内全域を想定 ●マンホール、マンホール蓋点検、露出圧送管目視
			102箇所	●点検工（油脂類懸念箇所）
		雨水枳	519箇所	●雨水枳点検
	調査 (詳細点検)	管きよ	35km	ストックマネジメント詳細点検（直視側視式） ●小口径TVカメラ調査（φ800mm未満） ●潜行目視調査（φ800mm以上）
	清掃	管きよ	21km	●管きよ内清掃（ストックマネジメント詳細調査に付随する清掃） 小中口径TVカメラ調査路線が対象
			0.7km	●高圧洗浄車清掃（油脂類懸念箇所）
		雨水浸透枳	707箇所	●雨水浸透枳清掃
		雨水幹線ビット清掃	4回	●雨水幹線ビット清掃
		調整池清掃	24箇所	●散在塵芥収集 ●除草
	修繕	マンホール蓋	10箇所	●巡視工で確認された不具合対応（人孔蓋交換）
		舗装	20箇所	●巡視工で確認された不具合対応（舗装修繕）
		管きよ、マンホール	0.5km	修繕改築計画で修繕と判定された箇所 ●止水等の小規模工事 9スパン程度

緑字は技術基準見直しの対応としてR8.3説明会の資料から見直した項目

赤字は現行管路包括から追加となる項目

4.各業務の内容（要求水準書（案））

検討段階のため、内容や数量は変更となる可能性があります

大分類	対象業務	対象施設	想定数量 (単年あたり)	業務内容
住民対応 業務	現地確認	管きよ等	約1770時間	●住民からの連絡受電（市管理センター対応）後の現地確認、対応判断 ※現包括の1.7倍を想定(1480時間程度を想定) ●行為完了検査の補助（現地確認） (288時間程度を想定)
	個別対応(清掃)		5件	●現地確認の結果、緊急性が低く、計画的に実施する清掃 ※現包括の1.7倍を想定
	個別対応(部分修繕)		90件	●現地確認の結果、緊急性が低く、計画的に実施する部分修繕 ※現包括の1.7倍を想定
	個別対応(改修)		50件	●現地確認の結果、緊急性が低く、計画的に実施する改修 ※現包括の1.7倍を想定

大分類	対象業務	対象施設	想定数量 (単年あたり)	業務内容
緊急対応 業務	平日（日中）	管きよ等	600時間	●緊急清掃 ●緊急調査 ●道路陥没応急処置 ※現包括の1.7倍を想定
	平日（夜間）		50時間	
	休日		40時間	

赤字は現行管路包括から追加となる項目

4.各業務の内容（要求水準書（案））

検討段階のため、内容や数量は変更となる可能性があります

船見・中部処理区内のマンホールポンプ数：136か所

大分類	対象業務	対象施設	想定数量 (単年あたり)	業務内容
維持管理 業務	保守点検	マンホールポンプ	1632箇所	●ポンプ槽、機械・電気設備の保守点検 ※136箇所×12ヵ月
	ポンプ 引上点検		17箇所	●ポンプ羽根車や吸込口等の点検、オイル点検・交換など
	法定点検		36箇所	●自家用電気工作物 ※3箇所×12ヵ月
	清掃		24箇所	●槽内清掃 ※過去2年の実績の平均
	修繕		15～20件	●故障したポンプ・制御盤等の修繕・取替
	その他維持管理		84件	●工事等立会 ※過去2年の実績の平均
			適宜	●保守点検等を行う上で必要な除草・除雪等
	緊急対応		44回	●ポンプ・制御盤等故障時・停電時等対応 ※過去2年の実績の平均
	ユーティリティ		一式	●電気料金・クラウド監視システム運用費
	修繕計画		一式	●維持管理情報に基づく修繕計画を作成

赤字は現行管路包括から追加となる項目

4.各業務の内容（要求水準書（案））

検討段階のため、内容や数量は変更となる可能性があります

大分類	対象業務	対象施設	想定数量 (単年あたり)	業務内容
計画策定 業務	修繕改築計画策定	管きよ	35km	●点検・調査結果等に基づく修繕改築計画（緊急度判定・経済比較） ※過去5年の実績の平均
	点検計画策定		2回/10年	●ストックマネジメント計画（点検計画見直し） （令和13年、令和18年） ※市内全域を想定

大分類	対象業務	対象施設	想定数量 (単年あたり)	業務内容
統括管理 業務	一元統括管理	全施設	一式	●一元統括管理（工程管理、事業管理、更新計画案策定※ほか）
	セルフモニタリング	全施設	一式	●セルフモニタリング （要求水準達成状況のモニタリング及びモニタリング実施計画の作成）
	施設情報管理		一式	●日常的・計画的データ管理 （実施業務のデータを集約し市に提供）

※一元統括管理の更新計画案作成は、受託者による維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、より効率的・効果的な維持管理を実現するもの。更新計画案は新潟市が策定するストックマネジメント計画になりうるものを想定。

緑字は技術基準見直しの対応としてR8.3説明会の資料から見直した項目

赤字は現行管路包括から追加となる項目

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（１）要求水準の基本的な考え方

目的

民間事業者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、10年契約で包括的に委託するものであり、下水道管路施設の機能維持・予防保全型維持管理の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とします。

（**予防保全型**維持管理の効率化）

- ・ストックマネジメント計画に基づく、点検等の維持管理業務とその結果を踏まえた点検、修繕改築計画を一体的に実施することで、

①維持管理業務における**日々の気づき**等を得ます。

↓

②これらを**分析**し、**今後の修繕や改築の見通し**を判断します。

↓

③**更新計画へ反映**を目指します。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（１）要求水準の基本的な考え方

（仕様発注の期間における要求水準）

- ・ 従来の個別発注業務や現行の管路包括と同様の水準となる仕様を指定します。
- ・ 事業者は、指定された仕様を行うことで要求水準を満たすこととします。
- ・ 性能発注への移行時期は次期ストックマネジメント計画策定頃（点検計画策定（R13）以降）を想定しています。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

①巡視業務

- ・ 2級市道以上に埋設された路線を対象に、地上から確認し管理設位置の地表面（道路面）および施設（マンホール蓋、ます等）の異常の有無を確認してください。
- ・ 異常がある場合は、記録と写真にまとめてください。
- ・ マンホール蓋や周辺の舗装に異常が見られる場合は、市へ報告、協議のうえ修繕業務（マンホール蓋交換、舗装修繕）を実施します。

②点検業務（油脂類懸念箇所）

- ・ 本市が管理する管きよの内、油脂等により閉塞の発生頻度が高いと指定された箇所において点検を行います。
- ・ 点検時に異常が確認された場合、高圧洗浄車及び汚泥吸排車（揚泥車）を使用し清掃を行います。

③点検業務（雨水枥）

- ・ 本市が管理する雨水枥のうち、道路冠水想定箇所における雨水枥に対し、点検を行います。
- ・ 雨水枥のグレーチング並びに中目皿にごみ等の堆積がある場合は、その都度ゴミを取り除くものとし、ゴミは土のう袋に詰めて下水道管理センターに搬入します。
- ・ 雨水枥点検業務は、毎年梅雨前に行います。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

④点検業務（法定点検）

- ・ 化学的弱点箇所該当するマンホール、マンホール蓋、及び露出圧送管の点検を行います。
- ・ マンホールは、地上部よりマンホールの異常の有無を点検するマンホール点検工とマンホール内に入り、マンホールの腐食状況を目視及び打音にて点検するマンホール目視調査工とします。
- ・ マンホール蓋は、マンホール蓋の表裏面、受枠等の異常の有無を目視及びスケール測定により点検します。
- ・ 露出圧送管は、地上部より目視で腐食状況を点検します。

⑤点検業務（ストックマネジメント計画_概略点検）

- ・ スtockマネジメント計画に位置づけている点検計画の概略点検工について行います。
- ・ 「詳細点検を行わない全ての剛性管」の路線のマンホール間全線を対象として、健全度Ⅰとそれ以外（健全度Ⅱ～Ⅳまたは診断保留）を判定するための概略点検（異常の有無の確認）を実施します。
- ・ 概略点検方法は簡易直視式カメラ（側視無し）による点検を基本とします。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

⑥調査業務（ストックマネジメント計画_詳細点検）

- ・ストックマネジメント計画に位置づけている点検計画の詳細点検工について行います。
- ・「重要管路」、「枝線の要注意箇所（化学的弱点）」、「枝線の口径700mm以上の剛性管（污水管）」の路線のマンホール間全線を対象として、健全度Ⅰ～Ⅳまたは診断保留を判定するための詳細点検（異常の状況や動向等を定量的に診断するための）を実施します。
- ・詳細点検方法は直視側視式カメラまたは潜行目視による点検を基本とします。
- ・⑤概略点検の結果、「詳細に点検する必要あり」と判断した場合、詳細点検を行います。

⑦清掃業務（雨水浸透枳清掃）

- ・本市が管理する雨水浸透枳に対し、清掃を行います。
- ・清掃は、高圧洗浄車及び汚泥吸排車（強力吸引車）を使用し、透水管や浸透枳を清掃します。

⑧清掃業務（雨水幹線ピット清掃）

- ・本市が管理する雨水幹線ピットに対し、点検、清掃を行います。
- ・雨水幹線ピット内に入り、雨水幹線ピット内の異常の有無を目視により点検し、土砂の堆積深を計測します。
- ・雨水幹線ピットの堆積土砂を、高圧洗浄車及び特殊強力吸引車を用いて清掃します。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

⑨清掃業務（調整池等清掃）

- ・本市が管理する調整池等（管理用地、雨水調整池、雨水吐口きょ、貯留槽）に対して機能を維持し、良好な状態を保つことを目的として塵芥処理及び除草を行います。

⑩修繕業務（マンホール蓋交換）（400万円/件 以下）

- ・巡視業務で確認されたマンホール蓋や受枠の異常に対して、修繕を実施します。
- ・巡視業務でガタつきが確認された場合は、緩衝材をかませる等の応急措置を行います。
- ・マンホール蓋交換は、人孔蓋周囲の舗装を円形に切断またはせん断を行い、既設人孔の斜壁等の天端より上部の舗装及びコンクリートを撤去し、新規の人孔蓋を据付け、現況舗装と同じ高さまで復旧します。

⑪修繕業務（舗装修繕）（400万円/件 以下）

- ・巡視業務で確認された管理設位置の地表面（道路面）の異常に対して、修繕を実施します。
- ・巡視業務で舗装の欠損や窪みが確認された場合は、応急復旧として常温合材による仮復旧を行います。
- ・舗装修繕は、異常箇所の舗装版を切断、破碎、撤去し、周辺舗装と同じ高さまで本復旧します。

⑫修繕業務（修繕改築計画に基づく止水工）（400万円/件 以下）

- ・修繕改築計画で修繕による対策が位置付けられている管きょに対して、計画的に止水工等による部分修繕を実施します。

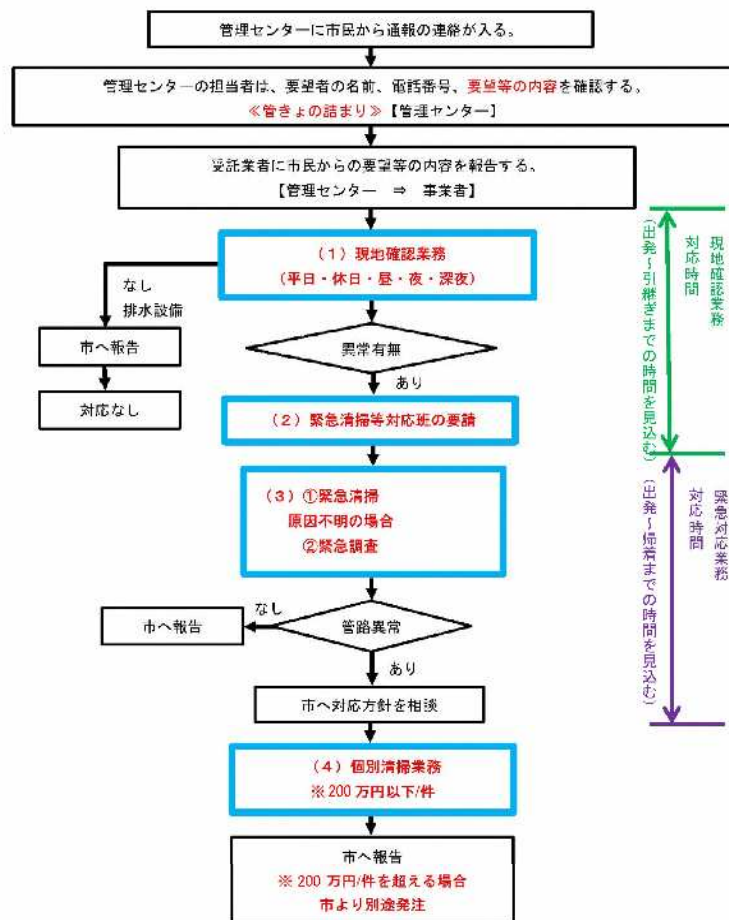
4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

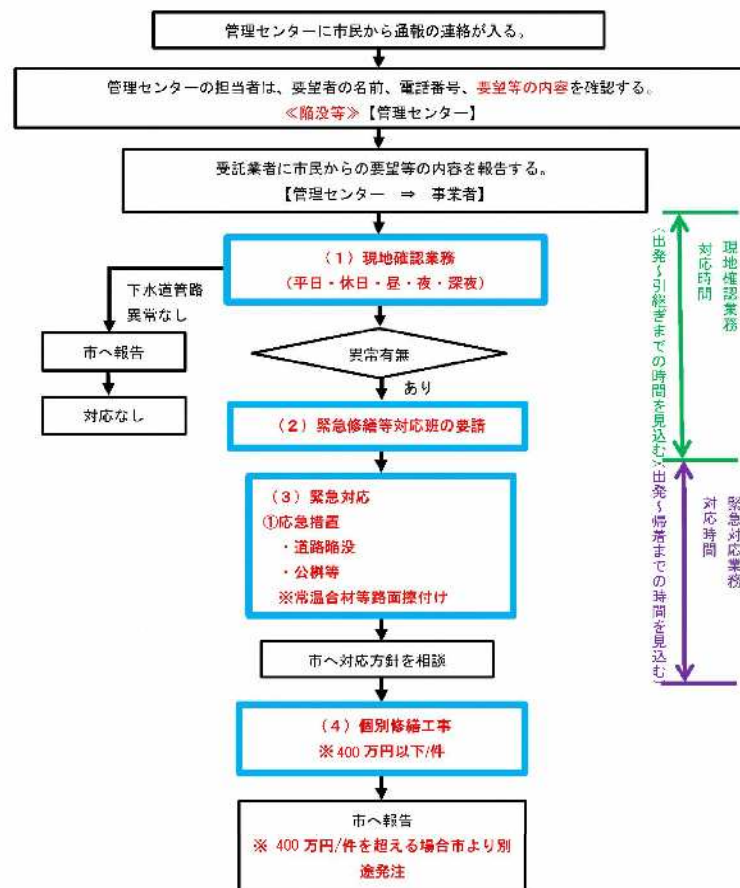
⑬住民対応業務、緊急対応業務

- ・本市に市民等の外部から通報があった際、本市から連絡を受けて現地確認を実施します。
- ・現地確認後、その後の対応を判断し、緊急対応業務の各業務へ振り分けを行います。（下記参照）

① 管きよの詰まりにおける対応



② 陥没等における対応



4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

⑭住民対応業務（行為完了検査の補助）

- ・ 公共下水道・都市下水路の加工等、工事をする場合に行う公共下水道（都市下水路）行為許可（変更許可）完了届があった際の完了検査の補助を行います。
- ・ 対象施設は、管きょ・マンホール・ます・取付管です。
- ・ 作業手順
 - （ア）委託者から公共下水道（都市下水路）行為許可（変更許可）完了届を受取ります。
 - （イ）効率的に現地調査を行えるようなルート及び調査日時の計画を立てます。
（完了届を收受後概ね１週間以内に現地確認を行ってください。）
 - （ウ）委託者へ現地確認写真と完了届を提出します。
 - （エ）現地と図面に齟齬がある場合や、やり直し等が必要な場合は、（ウ）の際に委託者へ報告します。
 - （オ）作業日報を作成、提出します。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

⑮マンホールポンプ保守点検

- ・マンホールポンプ設備、調整池・貯留池のポンプ設備（スクリーン含む）の維持管理（施設の定期点検、ポンプの引き上げ点検）及び簡易な修理、調整、清掃を行います。
- ・マンホールポンプ等の周辺の除草を行います。
- ・施設の運転、保守点検、その他業務に必要な備消耗品の調達を行います。
- ・地震（震度５弱以上）等の災害時には、自主的に施設の点検を行い、結果を本市に報告してください。
- ・事業者は、本市からの故障・緊急連絡及びクラウド監視システム（※）からの通報を２４時間受けることができる体制を構築してください。
※現在、マンホールポンプ等は、やくも水神（コマツ電気産業株）を導入しており、スマートフォンアプリやパソコンで、ポンプの稼働状況や水位等の監視、故障警報の確認ができるシステムを構築済みです。
- ・本市からの故障・緊急連絡又はクラウド監視システムからの通報を受けた際は、必要により速やかに施設を巡回点検し、故障原因を確認の上、復旧作業を行い、報告してください。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

⑩自家用電気工作物の法定点検及び保安

- ・マンホールポンプ施設等に設置された自家用電気工作物（非常用発電機（2箇所）、高圧受電設備（1箇所））について、関係法令及び保安規定に基づき点検、測定、試験等を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合は必要な措置を行います。

⑪マンホールポンプ清掃業務

- ・保守点検業務による簡易な清掃の範囲を超える汚泥の堆積等が確認された場合に、汚泥等の引抜と洗浄車による清掃を行います。

⑫マンホールポンプ修繕業務（400万円/件 以下）

- ・保守点検業務による簡易な修理の範囲を超える故障が確認された場合に、設備の修繕や取替を行います。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

⑱その他維持管理（工事等立会）

- ・マンホールポンプの電力メーターの取替、槽内清掃、ポンプ停止を必要とする作業（マンホールポンプ下流の管路調査や管路工事など）時における現地立会・ポンプの操作を行います。

⑳ユーティリティ

- ・新潟市で導入しているマンホールポンプのクラウド監視システム運用費（船見・中部処理区分）の支払いを行います。
- ・マンホールポンプ運転に係る電力使用料金（船見・中部処理区分）の支払いを行います。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

②①修繕改築計画

- ・ 前年度に実施した、点検（ストックマネジメント計画_概略点検）・調査（ストックマネジメント計画_詳細点検）の結果をもとに、ストックマネジメントにおける修繕改築計画の策定（基本方針の策定【診断、対策の必要性、修繕改築の優先順位】、実施計画の策定【対策範囲、長寿命化対策検討対象施設、改築方法、実施時期・概算費用】）を行います。

②②点検計画

- ・ 「新潟市下水道ストックマネジメント実施方針」に基づき整理・蓄積された情報や、本事業で実施した概略点検、詳細点検の結果、更新計画案及び過年度に本市が実施した関連業務の成果を基に、ストックマネジメントにおける点検計画を最適化します。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（２）各業務における要求水準の基本的な考え方

②③統括管理業務

＜新潟市で想定する統括管理業務の内容＞

大分類	中分類
①一元管理	一元的な業務管理
②関係者間調整	各種会議の開催（発注者向け、JV企業間）、関係機関との調整及び書類のとりまとめ
③工程管理	業務計画、定例会議
④管理者の履行確認の対応	履行確認の対応、提案事項への対応
⑤セルフモニタリング	実施計画書の作成、報告書の作成、継続的改善
⑥業務データ管理・情報公開	実施業務のデータ集約、情報の整理、維持管理作業、工事情報の公開
⑦事業管理	予算・実施費用等の管理、業務間での数量・予算の調整等
⑧住民への積極的な広報活動	住民（自治会）への周知文書等の作成・配布
⑨業務改善	実施結果の分析と課題整理、課題についての改善提案、品質向上、コスト削減、住民サービス向上への取組
⑩新たな社会要請への対応	中長期的な事業マネジメントの提案、次期、官民連携事業に向けた提案
⑪事業マネジメントの実践	事業マネジメント計画案の作成、効率的なデータ管理手法の提案・導入

検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（３）リスク分担

7.3.1 基本的な考え方

- リスク分担については、リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、リスクの詳細な洗い出しを行った上で、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しを行うことで、管理者と受託者の責任範囲を明確にしておくことが重要である。

出典：下水道分野における水の官民連携ガイドライン 第3.0版

リスク分担項目

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①入札・契約リスク | ⑪事業終了手続きリスク |
| ②財務リスク | ⑫業務終了後の契約不適合リスク |
| ③制度関連リスク | ⑬不可抗力リスク |
| ④社会リスク | ⑭維持管理に係るリスク |
| ⑤労務リスク | ⑮調査・計画・設計に係るリスク |
| ⑥経済リスク | |
| ⑦第三者賠償リスク | |
| ⑧事業の中止や延期等のリスク | |
| ⑨業務内容変更のリスク | |
| ⑩付帯事業リスク | |

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（３）リスク分担

リスクの種類	No	リスクの内容	リスク負担者		リスク分担の考え方
			市	受託者	
入札・契約 リスク	1	応募に係るコスト		○	応募に係る費用(提案書作成の件費、直接経費など)は水の官民連携受託者が負担する。
	2	入札説明書、入札手続きの誤り等	○		入札説明書の訂正、入札手続きの更正等により水の官民連携受託者に発生した追加費用を市が負担する。
	3	落札者の責により契約を結べない、または契約手続きに時間が掛かる		○	契約遅延の原因が落札者にある場合は、契約の遅延により市に発生した追加費用を落札者が負担する。
	4	市の責により契約を結べない、または契約手続きに時間が掛かる	○		契約遅延の原因が市にある場合は、契約の遅延により市に発生した追加費用を市が負担する。
財務 リスク	5	本市による債務不履行(支払い遅延・不払い等)に関するリスク	○		
	6	水の官民連携受託者による債務不履行(倒産等)に関するもの		○	
	7	補助金受給の遅延、補助金の削減、受給不能、起債に関するリスク	○		
制度関連 リスク	8	債務負担行為等の議決に関するリスク	○		
	9	市の政策変更による契約の中断・変更に関するリスク	○		
	10	事業の縮小・拡充に伴う、対象範囲の変更に関するリスク	○		
	11	当該事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○		当該事業に係る法令変更、新規立法に対応するための増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。
	12	当該事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	当該法令変更、新規立法の対応、業務が中止になった場合の追加費用は負担する。同様に事業が中止になった場合には発生する追加費用を水の官民連携受託者が負担する。
	13	当該事業に関する新税の成立や税率の変更	○		当該事業に係る税制変更により発生する増加費用は市が負担する。同様に事業が中止となった場合には発生する追加費用を市が負担する。
	14	当該事業のみでなく、広く一般的に適用される税制などの変更		○	法人税率の変更、水の官民連携受託者の利益に課される税制度の変更による増加費用は水の官民連携受託者が負担する。
	15	法人税率の変更、受託者の利益に課される税制度の変更		○	税制変更により発生する増加費用は、水の官民連携受託者が負担する。
	16	行政が取得すべき許認可の遅延	○		行政の責による当該許認可取得の遅延に伴い発生する追加費用は、市が負担する。
	17	事業者が取得すべき許認可の遅延		○	事業者の責による当該許認可取得の遅延に伴い発生する追加費用は、事業者が負担する。
社会 リスク	18	仕様・要求水準に従って業務を実施しても避けることのできない事象に対する訴訟	○		市が訴訟費用を負担するとともに、これにより発生した追加費用は市が負担する。
	19	事業者の事業遂行上の過失によって生じる事象に対する訴訟		○	事業者が訴訟費用を負担するとともに、これにより発生した追加費用は、事業者が負担する。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（３）リスク分担

リスクの種類	No	リスクの内容	リスク負担者		リスク分担の考え方
			市	受託者	
労務 リスク	20	第三者の加害行為(破壊、盗難、強盗、汚損、放火等)による事業変更・施設運転停止・事業継続の不履行に関するもの	○	○	水の官民連携受託者の管理義務の不届きにより発生した想定外業務リスクは水の官民連携受託者のリスク分担とし、それ以外の想定外業務リスクは市のリスク分担とする。
	21	施設の工事又は維持管理・運転の不備による第三者の怪我に関するリスク		○	
	22	事業者が行う調査、工事、維持管理等における安全性の確保に関するもの		○	
	23	関連経費及び予備要因の配置又は応援要員の確保に関するリスク		○	
	24	水の官民連携受託者の対応不備による賠償請求、企業イメージの低下(セクハラ、パワハラ等)に関するリスク		○	
	25	水の官民連携受託者の従業員の不誠実行為(贈収賄、情報漏えい等)による業務停止、契約解除に関するリスク		○	
	26	受託者の技術革新に関する提案について、委託者が必要であると認められない場合		○	
	27	受託者の提案について、委託者が必要であると認めた場合	○		
	28	上記以外のリスク	○		
経済 リスク	29	事業に必要な資金の確保		○	資金調達コストの上昇や資金調達方法の変更に伴う追加費用等は事業者が負担する。
	30	事業期間の物価変動	○	○	物価変動における費用の増加は、一定金額・割合まで事業者が負担する。賃金水準が一定以上の変動が見られた場合は、市が負担する。
	31	事業期間の金利変動		○	各種業務の物価変動を見込んだ金額を提案してもらうが、事業開始後の価格転嫁は変更協議を実施の上で決定する。
	32	予算等の議決が得られない場合	○		業務に係る予算等の議決が得られず、当初業務の変更、事業者への支払いが行えない場合は、市が負担する。
	33	事業者の責による契約解除		○	事業者の債務不履行、誓約事由の不遵守等に起因する契約解除により市で発生する追加費用は、事業者が負担する。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（３）リスク分担

リスクの種類	No	リスクの内容	リスク負担者		リスク分担の考え方
			市	受託者	
第三者賠償 リスク	34	仕様・要求水準に従って業務を実施しても避けることのできない第三者損害	○		仕様・要求水準に従い業務を実施しても避けることができない第三者への損害による追加費用は、市が負担する。
	35	施設に係る契約不適合	○		契約日以前に起因する施設の瑕疵によるリスクについては市が負担する。
	36	施設が存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害	○		施設が存在そのものに由来する第三者への損害による追加費用は、市が負担する。
	37	不法行為によるリスク		○	水の官民連携受託者の業務遂行上の過失による損害を及ぼす不法行為によるものは水の官民連携受託者が負担する。
	38	事業者の事業遂行上の過失によって、第三者の身体財産に損害を及ぼす通常的不法行為		○	事業者の債務不履行において第三者に及ぼした損害による追加費用は、事業者が負担する。
事業の中止や 延期等のリスク	39	契約にない市の責に基づく業務遂行中断・不能	○		契約にない市の責による業務の中断、延期により発生する追加費用は市が負担する。
	40	上記以外の理由による業務遂行中断・不能		○	事業者のサービス水準の著しい低下、要求水準等の未達、アウトプット、アクション目標の未達及び不適合による追加費用は、受託者が負担する。
	41	施設が存在自体に対する住民の反対運動など	○		施設が存在自体に対する住民の反対運動や訴訟等による業務期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損による追加費用は、市が負担する。
業務内容変更 のリスク	42	市の責による業務内容の変更	○		市の責による業務内容等の変更によって受託者が想定することが困難な維持管理費増大リスクや業務開始から一定期間後の突発修繕費の増大リスクは、市が負担する。
	43	事業者の責による業務内容の変更		○	事業者の責による業務内容等の変更によって事業者が想定する維持管理費増大リスクや業務開始から一定期間後の突発修繕費の増大リスクは、事業者が負担する。
事業終了手続 きリスク	44	業務終了手続きに伴う諸費用及び清算手続き		○	業務終了手続きに伴う諸費用、事業者の清算手続きは、事業者が負担する。
業務終了後の 契約不適合	45	業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合		○	業務終了から一定期間内における施設に係る契約不適合は、事業者が負担する。
不可抗力 リスク	46	発注計画段階で想定しない(想定以上の)暴風、豪雨、高潮等の自然災害、及び騒乱その他の人為的事象による	○		災害対策基本法で定める災害による施設損害、業務の変更及び中止による追加費用は、委託者が負担する。
	47	施設損害、事業の変更、中止		○	委託者が予め指定する保険により対応可能な範囲及び受託者の責により被害が拡大した場合による追加費用は、受託者が負担する。

4.各業務の内容（要求水準書（案））

（３）リスク分担

リスクの種類	No	リスクの内容	リスク負担者		リスク分担の考え方
			市	受託者	
維持管理に係るリスク	48	事業者の責による施設損傷		○	事業者が、対象施設への適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の修繕または改築、補償等の追加費用は、事業者が負担する。
	49	市の責による業務内容の変更	○		市が遂行する業務に起因する施設の修繕または改築、補償等の追加費用は、市が負担する。
	50	上記以外のもの	○		第三者に起因する施設への損傷は市が負担する。
	51	詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用が、発注計画時想定以上に増加した場合	○		詰まりや苦情等の突発的な対応業務に係る費用の増大部分は市が負担とする。
	52	水の官民連携受託者の責めにより、下水道施設やその他施設を破損させた場合		○	施設損害に関する修復費用は水の官民連携受託者が負担する。事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は水の官民連携受託者が負担する。
	53	水の官民連携受託者の責めによるものか明白でなく、下水道施設やその他施設を破損させた場合	○	○	施設損害に関する修復費用は市と水の官民連携受託者が協議により決定し負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
	54	業務中に住民に障害を負わせる、または住宅等の財産を破損させた場合		○	障害等への補償、住宅等の財産の修復・補償は水の官民連携受託者が行う。事業の変更、中止に伴い、市に発生した追加費用は水の官民連携受託者が負担する。
	55	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務の要求性能の不適合により、道路陥没が発生した場合	○		道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は市が負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
	56	業務期間・対象区域において、維持管理、修繕・改築等の業務が未実施の箇所で、道路陥没が発生した場合	○		道路陥没による施設損害の修復費用や補償費等は市が負担する。事業の変更、中止に伴い、両者に発生した追加費用は協議により決定し負担する。
	57	水の官民連携受託の点検・調査の結果によって想定外の対応が必要となった場合	○		修繕・改築を実施するために必要な費用は市が負担する。
	58	業務中に、当初想定していた点検箇所について、管理区分の変更をする場合	○	○	管理区分の変更に伴う点検・調査や修繕等の事業量増減によって発生した費用の増減は協議により決定し負担する。
	59	点検について、高頻度化や高度化が必要となり、当初より点検頻度や単価が増加する場合。	○		点検の高頻度化や高度化による追加費用は市が負担する。
	60	新たな管路マネジメントの考え方により、点検・調査と修繕・改築のバランスを最適化する場合	○	○	管路マネジメントの考え方の変化に伴う費用の増減は協議により決定し負担する。なお、水の官民連携受託者から費用縮減を図る提案があった場合は、プロフィットシェアの対象とする。
調査・計画・設計に係るリスク	61	市が実施したTV カメラ調査等に不備があった場合	○		TV カメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い水の官民連携受託者に発生する追加費用を市が負担する。
	62	水の官民連携受託者が実施したTVカメラ調査などに不備があった場合		○	TV カメラ調査結果等の不備に起因する計画変更、設計変更、工法変更等の変更に伴い市に発生する追加費用を水の官民連携受託者が負担する。
	63	市が実施した長寿命化計画等に不備があった場合	○		計画の不備を補正するため、または計画の変更に伴い水の官民連携受託者に発生する追加費用を市が負担する。

5.事業内容及び参加要件（プロポーザル実施要領（案））

プロポーザル参加に関する条件等

・参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、業務の再委託については、本市の承諾を得た上で認める。

（１）参加者は、共同企業体とする。なお、共同企業体の形態は、「甲」型、「乙」型の制限をするものではない。

また、一部の業務において再委託を行う場合は、業務種別を明確にすること。

（２）共同企業体の構成は、以下の条件を満たすこと。

（ア）競争入札参加資格者名簿（建設工事）における「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」に登録を認められた者を１社以上含めること

（イ）入札参加資格者名簿（業務委託）における「水路・排水施設清掃」又は「下水処理 施設運転管理」又は「漏水調査」に登録を認められた者を１社以上含めること

（ウ）（ア）で示す者及び（イ）で示す者が共に１社のみである場合は、（ア）で示す者と（イ）で示す者は別の企業であること

（３）共同企業体については、構成員の数の上限は任意とする。なお、共同企業体はイに示す条件を満たせば、令和８・９年度新潟市小額工事等契約希望者登録名簿（中央区）に登録を認められた者で「建設業許可」を有する者についても構成員となることができる。

（４）参加者は、構成員の中から（ただし、令和８・９年度新潟市小額工事等契約希望者登録名簿（中央区）に登録を認められた者で「建設業許可」を有する者は除く）代表企業１社を定めるとともに統括責任者を選出し、本市との連絡窓口となり、プロポーザル参加表明書及び必要な添付書類を提出し、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別（役割分担）を明確にすること等、その他必要な諸手続きを行うこと。

（５）参加者は、下水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時応援協定を締結していること等を勘案し、一般社団法人 新潟市下水道管路管理業協会を共同企業体に参画させるものとする。なお、一般社団法人 新潟市下水道管路管理業協会が担う業務等については、参加者及び一般社団法人 新潟市下水道管路管理業協会間で調整を行うものとする。

（６）参加者は、技術提案に必要な諸手続きを行うほか、事業候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行うこと。

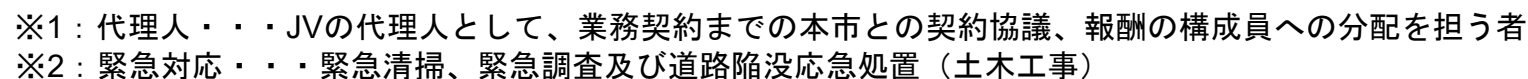
（７）参加者による構成例として、本実施要領の別紙１ 業務実施体制図（例）（※次頁掲載）に参考図を掲載しているので、参照されたい。

（８）参加者の構成員（一般社団法人 新潟市下水道管路管理業協会は除く）は、他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

（９）参加者は、業務の全部を一括して、又は一部業務（検討中）の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（１０）参加者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

業務実施体制図（例）



5.事業内容及び参加要件（プロポーザル実施要領（案））

配置技術者に係る資格要件

検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

業 務	役割	業務（中分類）	業務経験・資格
統括管理 業務	統括責任者・ 副統括責任者	■ 統括管理業務	【以下のいずれか】 ①技術士（総合技術監理部門（下水道）） ②技術士（上下水道部門（下水道）） ③下水道管路管理総合技士 ④1級土木施工管理技士

上表とは別に、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任の資格を有する者を必要に応じて配置すること

赤文字：管路包括より追加業務

5.事業内容及び参加要件（プロポーザル実施要領（案））

配置技術者に係る資格要件

検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

業 務	役割	業務（中分類）	業務経験・資格
計画的 維持管理 業務	主任技術者	■ 法定点検 ■ 本管 ・概略点検（ストックマネジメント）・点検清掃 ■ 雨水幹線 ・ピット清掃 ■ 雨水枡 ・点検清掃 ■ 調整池等 ・清掃	【以下のいずれか】 ①下水道管路管理 総合技士 ②下水道管路管理 主任技士 ③下水道管路管理 専門技士（清掃部門） ④下水道管路管理 専門技士（調査部門） ⑤下水道管路管理 専門技士（修繕・改築部門） ⑥下水道管理技術認定（管路施設）
		■ 巡視 ■ 本管 ・詳細点検（ストックマネジメント）	【以下のいずれか】 ①下水道管路管理 総合技士 ②下水道管路管理 主任技士 ③下水道管路管理 専門技士（調査部門） ④下水道管路管理 専門技士（修繕・改築部門） ⑤下水道管理技術認定（管路施設）
		■ 修繕 ・部分修繕（ストックマネジメント）	【以下のいずれか】 ①下水道管路管理 総合技士 ②下水道管路管理 主任技士 ③下水道管路管理 専門技士（修繕・改築部門） ④下水道管理技術認定（管路施設） ※部分修繕・・・1級土木施工管理技士でも可

上表とは別に、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任の資格を有する者を必要に応じて配置すること

赤文字：管路包括より追加業務

5.事業内容及び参加要件（プロポーザル実施要領（案））

配置技術者に係る資格要件

検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

業 務	役割	業務（中分類）	業務経験・資格
住民対応 業務	主任技術者	■ 現地確認 ■ 緊急対応 ・緊急清掃・緊急調査	【以下のいずれか】 ①下水道管路管理 総合技士 ②下水道管路管理 主任技士 ③下水道管路管理 専門技士（清掃部門） ④下水道管路管理 専門技士（調査部門） ⑤下水道管路管理 専門技士（修繕・改築部門）
		■ 緊急対応 ・道路陥没応急処置 ・マンホール蓋応急処置 ■ 個別対応 ・清掃・部分修繕・改修	①建設業法第26条第1項による主任技術者

上表とは別に、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任の資格を有する者を必要に応じて配置すること

赤文字：管路包括より追加業務

5.事業内容及び参加要件（プロポーザル実施要領（案））

配置技術者に係る資格要件

検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

業 務	役割	業務（中分類）	業務経験・資格
計画策定 業務	管理技術者 照査技術者	■点検計画策定 ■修繕改築計画策定	【以下のいずれか】 ①技術士（総合技術監理部門（下水道）） ②技術士（上下水道部門（下水道）） ③R C C M（下水道部門） ④上記と同等の能力と経験を有する技術者（※）

※ 大学卒18年（短大・高専卒23年，高校卒28年）以上，建設コンサルタント業務に関する実務経験を有する者。またこれに相当する能力と経験を有する者

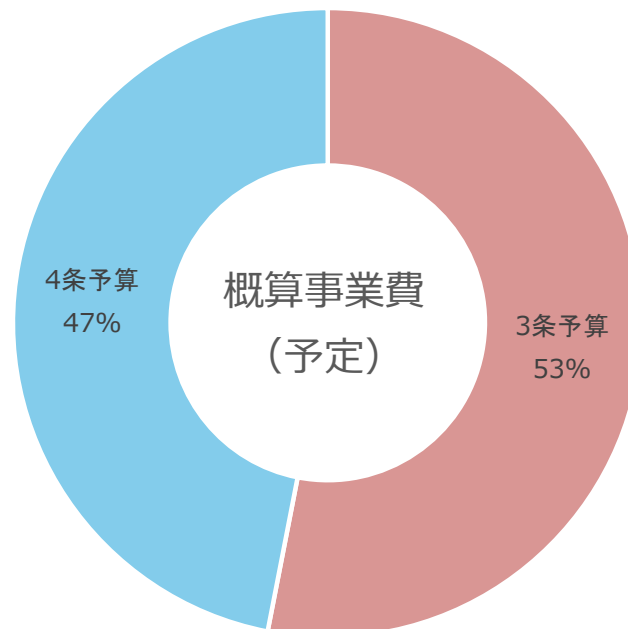
上表とは別に、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任の資格を有する者を必要に応じて配置すること

赤文字：管路包括より追加業務

6.概算事業費割合

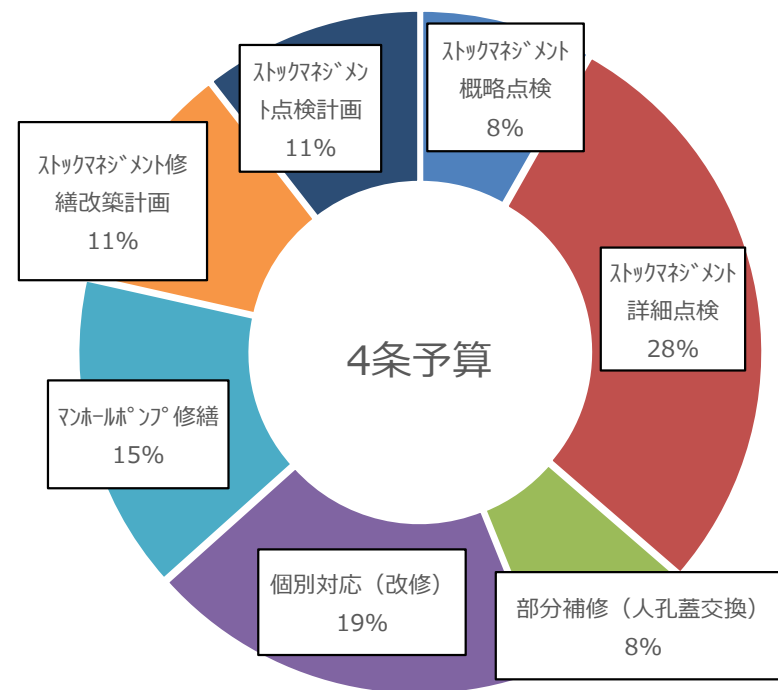
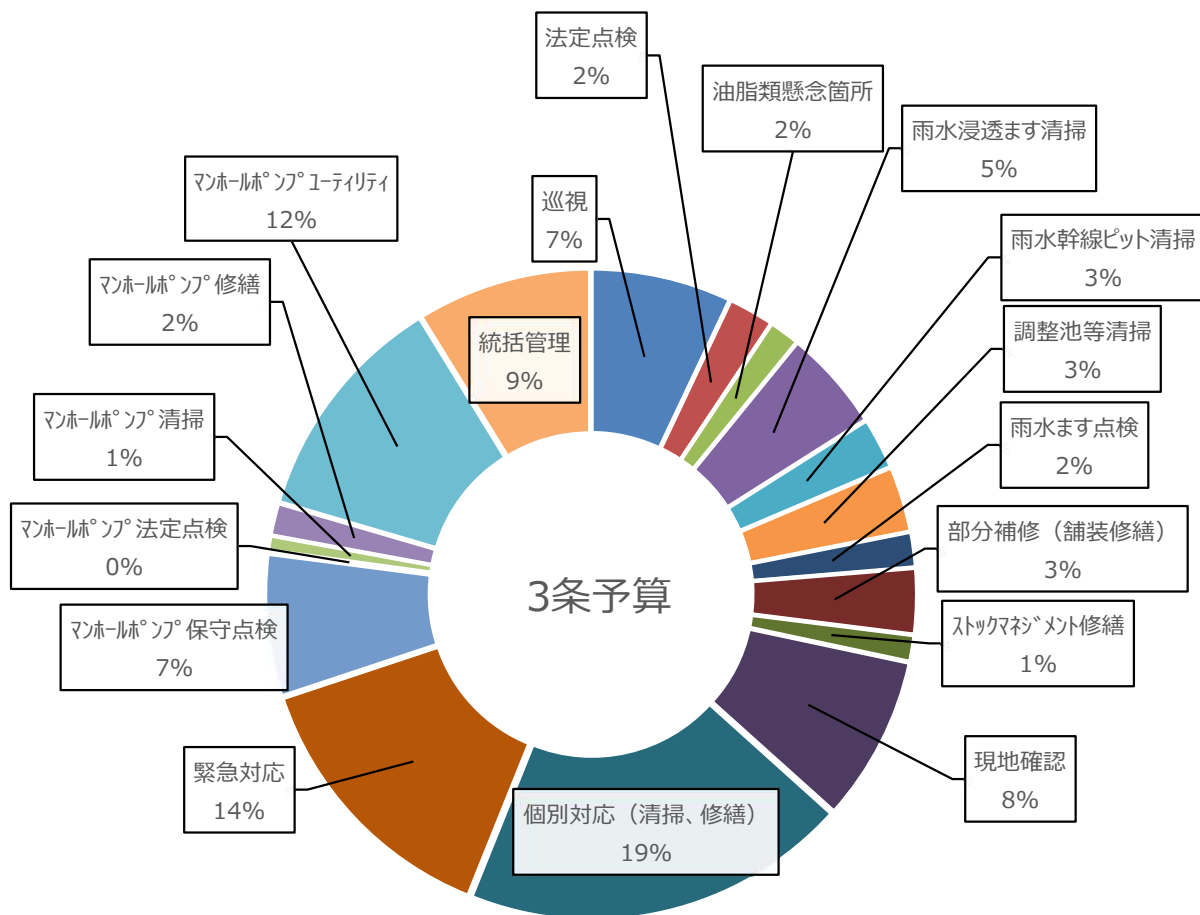
対象業務における事業費割合（概算） 検討段階のため、内容は変更となる可能性があります

現在検討中の事業における概算事業費割合は、3条予算対象業務が全体の53%、4条予算対象業務が全体の47%を予定しています。



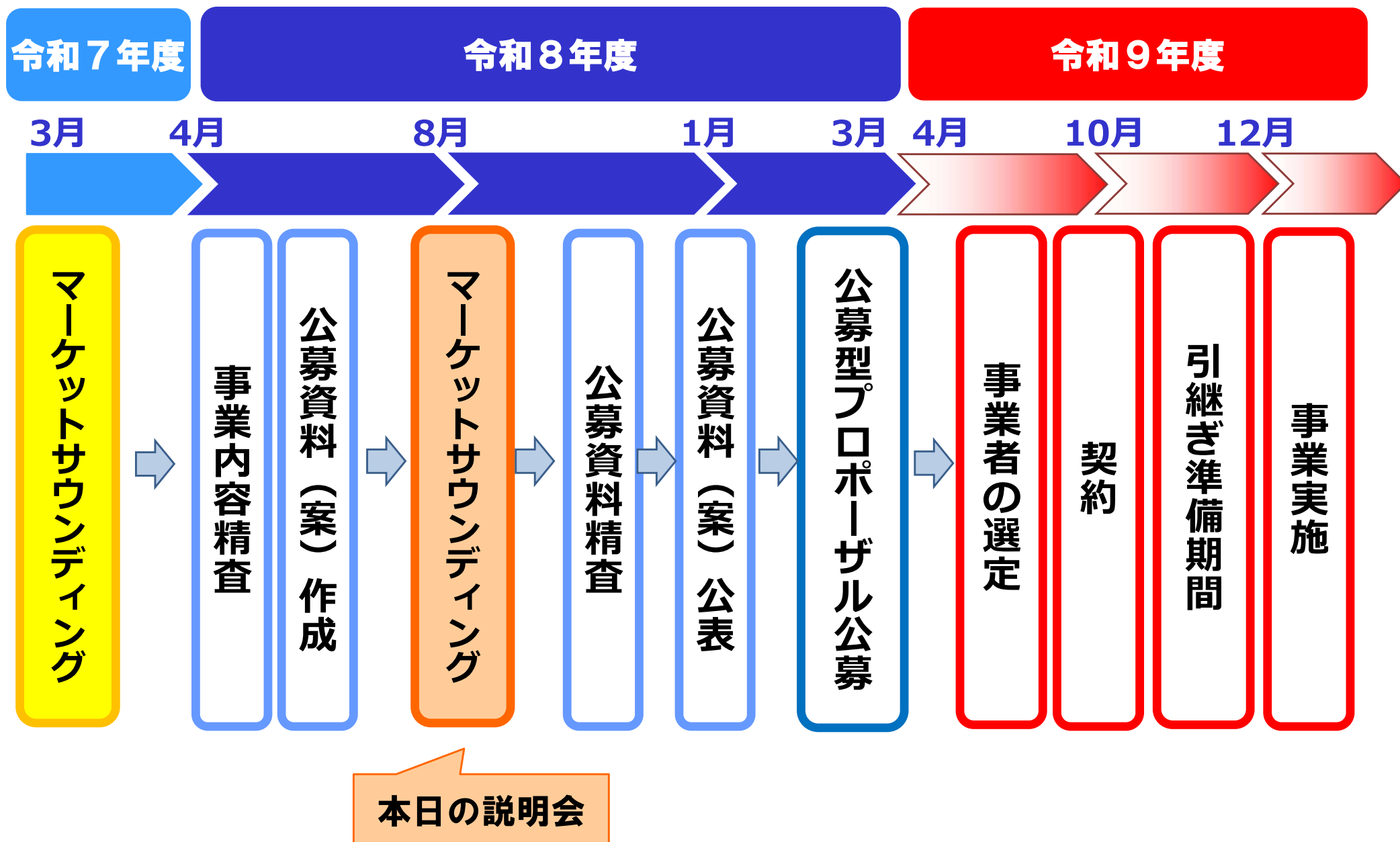
6.概算事業費割合

対象業務における事業費割合（概算） 検討段階のため、内容は変更となる可能性があります



7.スケジュール

検討段階のため、変更となる可能性があります



8.マーケットサウンディング

アンケート調査の概要

概要	
HP公表日	令和8年8月28日（金）
回答期限	<u>令和8年9月18日（金） 16:00まで</u>
回答方法	E-mail（電子データ） ※pdf等には変換せず、 <u>ワード形式での提出</u> をお願いします。
調査項目 の概要	・ 技術基準の見直し・下水道法改正への対応 ・ 各業務の内容に対する意見 ・ 事業内容及び参加要件 ・ 統括管理業務について ・ 概算事業費割合、スケジュールに対する意見 等
アンケート結果 公表日	10月下旬以降

ご清聴ありがとうございました

本説明会などに関するお問合せについては、以下までお願いします

※ メールでのお問合せをお願いします

回答にはお時間をいただく可能性がございます

お問合せ先

新潟市 下水道部 下水道管理センター 維持管理課

担当：荒木、島津

電話：025－281－9063

E-mail：iji.ps@city.niigata.lg.jp

新潟市下水道キャラクター「水玉ぼうし」

